

司法制度改革推進本部事務局
知的財産訴訟検討会

平成 15 年 12 月 5 日
竹 下 守 夫
駿河台大学学長

「知的財産高等裁判所の在り方に関する意見」

- I. 知的財産訴訟の審理及び裁判機関に関する従来議論の経緯
 1. 司法制度改革審議会における検討の経緯とその提言
 2. 法制審議会における検討の経過と民事訴訟法の一部改正要綱の決定

- II. 従来改革の基礎に在る基本的政策及び改革の成果の評価
 1. 基本的政策
 2. 改革の成果の評価

- III. 知的財産高等裁判所の在り方をめぐる争点
 1. 「知的財産戦略推進計画」による「知的財産高等裁判所」に係る問題提起
 2. 現在の議論の状況
 3. 実質的な争点
 - ① いわゆるアナウンスメント効果の実効的実現
 - ② 「知的財産高等裁判所」に係る司法行政
 - ③ 「知的財産高等裁判所」の権限の範囲
 4. いわゆるアナウンスメント効果の実効的実現
 5. 「知的財産高等裁判所」に係る司法行政
 6. 「知的財産高等裁判所」の権限の範囲

- IV. 結論